

令和5年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	関連法令・通知等 4 1 東京都個人情報の保護 に関する条例	(削除)	(略)	条例廃止
凡例	項目番号	4 1 平成14年12月25日条例第169号「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」 (略) 4 6 令和4年5月18日 4福保子保第510号「東京都認証保育所における学齢児受け入れの取り扱いについて（通知）」	4 2 平成14年12月25日条例第169号「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」 (略) 4 7 令和4年5月18日 4福保子保第510号「東京都認証保育所における学齢児受け入れの取り扱いについて（通知）」	4 1 削除による連番修正
7	1 運営方針	【根拠法令等】 (1) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第15条～第33条</u>	【根拠法令等】 (1) <u>東京都個人情報の保護に関する条例第27条</u>	条例廃止による修正
8	1 運営方針 (7) 業務継続計画	【基本的考え方】 1 認証保育所は、感染症や非常災害の発生の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 認証保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 【観点】 1 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っているか。 【根拠法令等】 (1) 実施要綱12(3) 【評価・指導事項】 (1) 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。 【評価区分】 B	(新設)	要綱改正による新設

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
8	1 運営方針 (7) 業務継続計画	<p>【観点】</p> <p>2 定期的に研修・訓練を実施しているか。</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(2) 業務継続計画について研修・訓練を実施していない。</p> <p>【評価区分】</p> <p>B</p>	(新設)	要綱改正による新設
9	3 組織管理 (1) 保育所規則 観点1	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) 実施要綱12 (4)</p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(1) 実施要綱12</p>	要綱改正による修正
	(2) 就業規則 観点1	<p>【関係法令等】</p> <p>(2) <u>パートタイム・有期雇用労働法第7条</u></p> <p>(3) <u>実施要綱12 (4)</u></p> <p>(4) <u>実施細目11(2)エ(イ)</u></p>	<p>【関係法令等】</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 実施要綱12</p> <p>(3) (略)</p>	関係法令精査 要綱改正による修正
10	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合</p> <p>【観点】</p> <p>1 育児休業に関する規程を整備し、<u>労働基準監督署に届け出</u>ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 基発第712号通知 (3) <u>育児・介護休業法第5～10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条</u> (4) 育児・介護休業法施行規則第8条 (5) 雇児発第0802号第3号</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(3) <u>労働基準監督署に届け出</u>ていない。</p> <p>【評価区分】</p> <p>B</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(追加)</p> <p>【観点】</p> <p>1 育児休業に関する規程を整備しているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 労働基準法第89条第1号、第90条 (2) 基発第712号通知 (3) 育児・介護休業法第5～10条 (4) 育児・介護休業法施行規則第8条 (5) 雇児発第0802号第3号</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	根拠法令（育児介護休業法）を基に修正



改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
10	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	(削除)	<p>【基本的考え方】 (2) 勤務時間の短縮等の措置 (略)</p> <p>【観点】 5 勤務時間の短縮等の措置を適切に実施しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第23条第1項、第2項</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 勤務時間の短縮等の措置を適切に実施していない。</p> <p>【評価区分】 B</p>	介護休業と項目を統合するため削除
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	(削除)	<p>【観点】 6 所定時間外労働の免除を適切に行っているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第16条の8</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 所定時間外労働の免除を適切に行っていない。</p> <p>【評価区分】 B</p>	介護休業と項目を統合するため削除
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	(削除)	<p>【基本的考え方】 (3) 時間外労働の制限 (略)</p> <p>【観点】 7 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第17条、第24条</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>【評価】 B</p>	介護休業と項目を統合するため削除

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
10	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	(削除)	<p>【基本的考え方】 (4) 深夜労働の制限 (略)</p> <p>【観点】 8 深夜労働の制限について、適切に実施しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第19条、第24条</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>【評価区分】 B</p>	介護休業と項目を統合するため削除
11	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】 (4) 育児休業の取得の状況の公表 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</p> <p>【観点】 4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第22条の2 (2) 育児介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</p> <p>【評価区分】 B</p>	(新設)	根拠法令（育児介護休業法）を基に修正

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
11	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 介護休業 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員</li> <li>・ 1週間の所定労働時間が2日以下の従業員</li> </ul> <p>【観点】</p> <p>5 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(略)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児介護休業法施行規則第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児登0802第3号</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>【評価区分】</p> <p>B</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>2 介護休業 (1) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他合理的理由がある場合</li> </ul> <p>【観点】</p> <p>9 介護休業に関する規程を整備しているか。(略)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 労働基準法第89条第1号 (2) (追加) (3) (追加)</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) (追加)</p> <p>【評価区分】</p> <p>(追加)</p>	文言整理
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	(削除)	<p>【観点】</p> <p>10 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 労働基準法第89条</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>【評価区分】</p> <p>B</p>	観点9と統合のため
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	<p>【観点】</p> <p>6 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 育児・介護休業法第21条</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>【評価区分】</p> <p>B</p>	(追加)	文言整理

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
11	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>3 労働時間の制限等</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <p>なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業の制度に準ずる措置</li> <li>・ フレックスタイム制</li> <li>・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</li> <li>・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与</li> </ul> <p>【観点】</p> <p>1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～24条</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>(新設)</p> <p>【観点】</p> <p>11 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 育児・介護休業法第11条～第16条、第23条第3項～24条</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	育児休業と項目を統合するため修正
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	(削除)	<p>【観点】</p> <p>12 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 育児・介護休業法第21条</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>【評価区分】</p> <p>B</p>	文言整理
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	<p>【基本的考え方】</p> <p>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就労しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間勤務制度</li> <li>・ フレックスタイム制</li> <li>・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</li> <li>・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成</li> </ul> <p>その他これに準ずる制度。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>— 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就労しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 短時間勤務制度</li> <li>② フレックスタイム制</li> <li>③ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ</li> <li>④ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度。</li> </ul>	育児休業と項目を統合するため修正

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
11・12	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	【基本的考え方】 (2) 時間外労働の制限 (略) 【観点】 2 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。 【関係法令等】 (削除)	【基本的考え方】 (3) 時間外労働の制限 (略) 【観点】 13 時間外労働の制限について、適切に実施しているか。  【関係法令等】 (1) <u>育児・介護休業法第18条</u>	観点1に整理のため
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	【基本的考え方】 (3) 深夜労働の制限 (略) 【観点】 3 深夜労働の制限について、適切に実施しているか。 【関係法令等】 (削除)	【基本的考え方】 (4) 深夜労働の制限 (略) 【観点】 14 深夜労働の制限について、適切に実施しているか。  【関係法令等】 (1) <u>育児・介護休業法第20条</u>	観点1に整理のため
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	【基本的考え方】 4 子の看護休暇 【観点】 4 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	【基本的考え方】 3 子の看護休暇 【観点】 15 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	番号整理
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	【基本的考え方】 5 介護休暇 【観点】 5 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	【基本的考え方】 4 子の看護休暇 【観点】 16 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	番号整理
	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	【基本的考え方】 6 労働者の配置に関する配慮 【観点】 6 労働者の配置について、配慮しているか。	【基本的考え方】 5 労働者の配置に関する配慮 【観点】 17 労働者の配置について、配慮しているか。	番号整理
14	4 職員の状況 (4) 職員給与等の状況	【関係法令等】 (1) <u>労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条</u>	【関係法令等】 (1) 労働基準法	関係法令精査
15	5 関連帳簿の整備 観点2	【関係法令等】 (1) <u>実施要綱12(4)</u>	【関係法令等】 (1) 実施要綱12	要綱改正による修正
	5 関連帳簿の整備 観点3	【関係法令等】 (1) <u>実施要綱12(4)</u>	【関係法令等】 (1) 実施要綱12	要綱改正による修正
	5 関連帳簿の整備 観点4	【関係法令等】 (1) <u>実施要綱12(4)</u>	【関係法令等】 (1) 実施要綱12	要綱改正による修正



改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
16	6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況 観点9	【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4)	【関係法令等】 (1) 実施要綱12	要綱改正による修正
18	7 災害対策等の状況 (1) 安全計画の策定等	<p>【項目】 7 災害対策等の状況 (1) 安全計画の策定等</p> <p>【基本的考え方】 (1) 児童の安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 (3) 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(1) (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1) (3) 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第74条の3 (4) 道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第9条の9、10</p> <p>【観点】 1 安全計画を策定しているか。</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 安全計画を策定していない。</p> <p>【評価区分】 C</p>	<p>【項目】 7 災害対策の状況 (1) (新設)</p> <p>【基本的考え方】 (新設)</p> <p>【関係法令等】 (新設)</p> <p>【観点】 (新設)</p>	要綱改正による修正
	7 災害対策等の状況 (1) 安全計画の策定等	<p>【観点】 2 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>【評価区分】 B</p>	<p>【観点】 (新設)</p>	

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
18	7 災害対策等の状況 (1) 安全計画の策定等	<b>【観点】</b> 3 安全計画に定める研修及び訓練を実施しているか。 <b>【評価・指導事項】</b> (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 <b>【評価区分】</b> C		
	7 災害対策等の状況 (1) 安全計画の策定等	<b>【観点】</b> 4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容について周知しているか。 <b>【評価・指導事項】</b> (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。 <b>【評価区分】</b> C		
	7 災害対策等の状況	<b>【項目】</b> (2) 管理体制（防火管理者） (略) (6) 保安設備	<b>【項目】</b> (1) 管理体制（防火管理者） (略) (5) 保安設備	番号整理
20	7 災害対策等の状況 (7) 自動車を運行する場合の所在の確認	<b>【基本的考え方】</b> 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外を有しないその他利用の様態を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童降車時に所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）  ※ 安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで （可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい） なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。 （令和5年2月28日東京都事務連絡「認証保育所における安全計画の策定に関する留意 項等について」）  <b>【関係法令等】</b> (1) 実施要綱12(2)イ	(新設)	要綱改正による修正

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
20	7 災害対策等の状況 (7) 自動車を運行する 場合の所在の確認	<b>【観点】</b> 1 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。  <b>【評価・指導事項】</b> (1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 <b>【評価区分】</b> C		
	7 災害対策等の状況 (7) 自動車を運行する 場合の所在の確認	<b>【観点】</b> 2 児童の見落とし防止装置を用いて児童の所在確認を行っているか。 <b>【評価・指導事項】</b> (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。 <b>【評価区分】</b> C	<b>【関係法令等】</b> (新設)	

令和5年度 東京都認証保育所 指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	関連法令・通知等 No. 22	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年4月1日こ成安第2号、4教参学第21号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」</p> <p>【略称】 こ成安第2号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」</p> <p>【略称】 府子本第912号通知</p>	通知の改正による修正
凡例	関連法令・通知等 No. 23	<p>【関係法令及び通知等】 令和5年5月8日5福保子保第265号通知「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</p> <p>【略称】 5福保子保第265号通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</p> <p>【略称】 26福保子保第2984号通知</p>	通知の改正による修正
24	1 保育の状況 (2) 全体的な計画の 作成	<p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4) (1) 保育所保育指針第1章3(1)</p>	<p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12 (1) 保育所保育指針第1章3(1)</p>	関係法令等の修正
24	1 保育の状況 (3) 指導計画 ア 指導計画の作成	<p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4) (2) 保育所保育指針第1章3(2)ア、イ(ウ)、オ (1) 実施要綱12(4) (2) 保育所保育指針第1章3(2)ア、イ(ウ)、オ</p>	<p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12 (2) 保育所保育指針第1章3(2)ア、イ(ウ)、オ (1) 実施要綱12 (2) 保育所保育指針第1章3(2)ア、イ(ウ)、オ</p>	関係法令等の修正
25	1 保育の状況 (4) 保育内容の状況 エ 記録の状況	<p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4) (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ (1) 実施要綱12(4) (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p> <p>(1) 実施要綱12(4) (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ (1) 実施要綱12 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p> <p>(1) 実施要綱12 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	関係法令等の修正

令和5年度 東京都認証保育所 指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
26	1 保育の状況 (4) 保育内容の状況 キ 保護者との連携 状況	【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4) (2)～(5) (略)	【関係法令等】 (1) 実施要綱12 (2)～(5) (略)	関係法令等の修正
26	2 食事の提供の状況 (2) 食事計画と献立 業務の状況 ウ 献立の内容	【観点】 1 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。  【関係法令等】 (1) 実施細目6(2)イ、ウ (2) 保育所保育指針第3章2(1)イ	【観点】 1 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。  【関係法令等】 (1) 実施細目6(2)イ (2) 保育所保育指針第3章2(1)イ (3) 実施細目6(2)イ、ウ	関係法令等の修正
28	2 食事の提供の状況 (4) 食事の状況 イ 検食の保存	【基本的考え方】 週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する認証保育所は、次に従い検食の保存を行うこと。	【基本的考え方】 学校、病院その他の施設において、継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）では、食品による中毒防止について特段の注意を払う必要がある。また、 <u>集団給食施設では、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるように検食を適切に保存する必要がある。</u> 集団給食施設では、次に従い検食の保存を行うこと。	文言修正
28	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 ア 検便	【基本的考え方】 認証保育所の食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラや0157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	【基本的考え方】 認証保育所の食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラや0157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。 なお、調理従事者には調乳担当者を含む。	文言整理

令和5年度 東京都認証保育所 指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
28	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 ア 検便	【関係法令等】 (1) 労働安全衛生規則第51条 (2) <u>実施要綱12(4)</u>	【関係法令等】 (1) 労働安全衛生規則第51条	関係法令等の追加
29	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 イ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	【基本的考え方】 1 調理従事者・調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録をしているか（雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。）。 【関係法令等】 (1)～(5) (略) (6) <u>実施要綱12(4)</u>	【基本的考え方】 1 調理従事者・調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録をしているか（雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。）。 【関係法令等】 (1)～(5) (略)	関係法令等の追加
29	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 イ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	【基本的考え方】 2 衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。 【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) <u>食品衛生法施行令第34条の2</u> (4)～(5) (略) (6) <u>実施要綱12(4)</u>	【基本的考え方】 2 衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。 【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) <u>食品衛生法施行令第34条</u> (4)～(5) (略)	関係法令等の修正及び追加
29	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 ウ 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理等	【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) <u>食品衛生法施行令第34条の2</u> (4)～(6) (略)	【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) <u>食品衛生法施行令第34条</u> (4)～(6) (略)	関係法令等の修正
29	2 食事の提供の状況 (7) 調理業務委託	【観点】 1～5 (略) 6 契約内容は第86号通知で示されている要件を満たしているか。	【観点】 1～5 (略) 6 契約内容は第86号通知で示されている要件を満たしているか。	文言修正

令和5年度 東京都認証保育所 指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
29	2 食事の提供の状況 (8) 外部搬入方式	<p>【観点】 (削除)</p> <p>1 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理しているか。</p> <p>2 3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入する場合、要綱で定める基準を満たしているか。</p> <p>【関係法令等】 (削除)</p> <p>(1) 実施要綱8 (1) 実施要綱8</p> <p>【評価・指導事項】 (削除)</p> <p>(1) 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していない。</p> <p>(1) 要綱で定める基準を満たさず、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。</p> <p>【評価区分】 (削除)</p> <p>C C C</p>	<p>【観点】</p> <p><del>1 当該施設内で調理しているか。</del></p> <p>2 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理しているか。</p> <p>3 3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入する場合、要綱で定める基準を満たしているか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) <del>実施要綱8</del></p> <p>(1) 実施要綱8 (1) 実施要綱8</p> <p>【評価・指導事項】</p> <p>(1) <del>当該施設内で調理していない。</del></p> <p>(1) 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していない。</p> <p>(1) 要綱で定める基準を満たさず、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。</p> <p>【評価区分】</p> <p>C C C</p>	文言整理
30	3 健康・安全の状況 (2) 児童健康診断	<p>【観点】</p> <p>4 記録はあるか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) <del>実施要綱12(4)</del></p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</p>	<p>【観点】</p> <p>4 記録はあるか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 実施要綱12</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</p>	関係法令等の修正
30	3 健康・安全の状況 (3) 健康状態の把握 及び保護者との連絡 等	<p>【観点】</p> <p>2 0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) <del>実施要綱12(4)</del></p>	<p>【観点】</p> <p>2 0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) 実施要綱12</p>	関係法令等の修正

令和5年度 東京都認証保育所 指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
33	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	<p>【基本的考え方】 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>【観点】 6 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(2)ア</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。</p> <p>【評価区分】 C B</p>	(新設)	要綱改正による追加
33	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	<p>【基本的考え方】 事故により傷害等が発生した場合には、事故の経過及び対応を事故簿等に記録すること。</p> <p>【観点】 7 事故簿を作成しているか、又は記録の内容は十分か。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4) (2) 雇児発第177号通知別添第7(8)</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 事故簿が未作成である。 (2) 記録が不十分である。</p> <p>【評価区分】 C B</p>	<p>【基本的考え方】 ○事故により傷害等が発生した場合には、事故の経過及び対応を事故簿等に記録すること。</p> <p>【観点】 6 事故簿を作成しているか、又は記録の内容は十分か。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12 (2) 雇児発第177号通知別添第7(8)</p> <p>【評価・指導事項】 (1) 事故簿が未作成である。<u>又は対応及び経過記録が不十分である。</u></p> <p>【評価区分】 B</p>	観点の追加による連番の修正 文言修正 関係法令等の修正 評価区分の追加



令和5年度 東京都認証保育所 指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
33	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	<p>【基本的考え方】 不慮の事故が発生した場合は、区市町村に速やかに報告すること。</p> <p>【観点】 8 事故報告を区市町村に速やかに行っているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱16(1)イ (2) こ成安第2号通知 (3) 5福保第265号通知 (4) 雇児発第177号通知別添第7(8) (5) 4福保子保第510号通知</p>	<p>【基本的考え方】 〇不慮の事故が発生した場合は、区市町村に速やかに報告すること。</p> <p>【観点】 7 事故報告を区市町村に速やかに行っているか。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱16(1)イ (2) 府子本第912号通知 (3) 26福保子保第2984号通知 (4) 雇児発第177号通知別添第7(8) (5) 4福保子保第510号通知</p>	観点追加による連番修正 通知の改正による修正
33	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	<p>【基本的考え方】 賠償保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。</p> <p>【観点】 9 損害賠償保険に加入しているか。 10 損害賠償保険の内容が適切か。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4) (2) 雇児発第177号通知別添第7(8)</p>	<p>【基本的考え方】 賠償保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。</p> <p>【観点】 8 損害賠償保険に加入しているか。 9 損害賠償保険の内容が適切か。</p> <p>【関係法令等】 (1) 実施要綱12 (2) 雇児発第177号通知別添第7(8)</p>	観点追加による連番修正 関係法令等の修正

令和5年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（会計関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
37	1 収入	【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4)	【関係法令等】 (1) 実施要綱12	要綱改正による修正
39	2 支出	【関係法令等】 (1) 実施要綱12(4)	【関係法令等】 (1) 実施要綱12	要綱改正による修正